

研修計画

令和 年 月 日

提出日を記載

殿

氏名には振り仮名を振ること

[申請者]

住所:

氏名:

電話番号:

(生年月日: 年 月 日: 歳)

メールアドレス:

年齢は提出時の満年齢を記載

新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱（令和 5 年 12 月 1 日付け 5 経営第 2016 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 1 の（1）の規定に基づき研修計画の承認を申請します。

なお、第 7 の 3 の規定に基づき本計画の内容を含め、本事業に係る交付対象者の情報は関係機関において共有されることに同意します。

また、実施要綱の規定を遵守し、就農するための研修に励むことを誓約します。

なお、実施要綱の規定により、当該資金の交付を停止され、一部又は全部を返還することについて異議はありません。その際には、既に交付を受けた資金の一部又は全部を返還することを（保証人の署名を添えて※ 9）誓約します。

1 農業を始めようと思った理由

2 就農時に係る計画

就農希望地	就農予定時期 (就農予定時の年齢)	年 月 (歳)
就農形態	☐新たに農業経営を開始※1 ☐親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始※2 ☐親の農業経営を継承※3 ☐全体、☐一部 ☐雇用就農 ☐親元就農※4 ☐親の経営の全体を継承、☐法人の（共同）経営 経営継承（法人の場合は経営者となる） 予定時期 年 月	
経営面積※5 飼養頭羽数	a・頭・羽（合計）	農業所得目標※5 万円/年
経営内容※5	作目：a 作目：a (その他：)	

農業に対する思いなどを記載

例）研修の目的、次世代を担う農業者となることへの意欲、これまでの農業経験、就農に向けた取り組みなど

就農地が決まっている場合は、地区名等までを記載

非農家出身（親族：三親等以内が農地を所有している場合は農家出身）で独立自営により就農する場合にチェック

農家出身者で親族（三親等以内）の経営とは別に新規部門により就農する場合にチェック

研修終了後に親族（三親等以内）の経営を継承して就農する場合にチェック

農業法人等に就農する場合にチェック

研修終了後に親族（三親等）の経営体に就農し、5年以内に当該経営を継承する、又は当該法人の（共同）経営者になる場合にチェック

就農後5年目の目標額を記載

※ 1 非農家出身者で独立・自営就農する者の場合

※ 2 農家出身者で親の農業経営を継承せずに独立・自営就農する者の場合

※ 3 農家出身者で親の農業経営を継承して独立・自営就農する者の場合

- ※4 三親等以内の親族の経営する農業経営体に就農する者の場合
- ※5 就農5年後の目標を記入する（雇用就農又は親元就農の場合は記入不要）

3 将来の就農ビジョン（生産物の販売方法などを記載）※6

目指す経営像等も記載

※6 別記1第5の1の（1）のイの（エ）の場合は、a及びbについて記載する。

4 計画を達成するための研修※3

① 研修内容等

名 称		所 在 地	
専 攻 ・ 営 農 部 門		研修期間	年 月 日 ～ 年 月 日
研修内容			

研修する研修機関等の名称等を記載

2年以内の期間とする

研修の内容を簡潔に記載

※7 研修先が複数の場合は記入欄を追加して記入する。

② 交付期間（就農準備資金）

年 月 日 ～ 年 月 日

「①研修内容の研修期間」以内の期間とする

5 その他

常勤の雇用契約の締結	☐ 締結している ☐ 締結していない
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等）	☐ 給付等を受けている ☐ 給付等を受けていない
過去に本事業、農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）、就農準備支援事業、就農準備資金・経営開始資金による資金の交付	☐ 交付を受けたことがある ☐ 交付を受けたことがない
傷害保険の加入	☐ 加入している ☐ 4の②の交付期間の開始日までに加入する ☐ 加入しない
前年の世帯全体の所得※8	万円
前年の世帯全体の所得が 600 万円を超えているにもかかわらず資金交付が必要な理由（超える場合のみ記入）	

「締結している」にチェックがある場合は、申請できません。

「給付等を受けている」にチェックがある場合は、申請できません。

「交付を受けたことがある」にチェックがある場合は、申請できません。

「加入しない」にチェックがある場合は、申請できません。

同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。

※本欄は交付主体の記入欄 生活費確保の観点から支援対象とすべき切実な事情の有無（□有 □無） 【所見】

前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合のみ記入

※ 8 「世帯」とは本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当。「所得」とは、地方税法第 292 条第 1 項第 13 号に定める「合計所得金額」。

6 保証人*9

住 所
氏 名
住 所
氏 名

※ 9 保証人を立てる場合は記載する。なお、交付対象者が未成年の場合は、必ず保証人を立てること。
また、研修計画の変更申請で保証人に変更がない場合は記入不要。

任意様式

添付書類

- 別添 1：先進農家等で研修を受ける場合は受講する研修のカリキュラム（研修実施スケジュール、研修内容、習得する技術等が分かる研修実施計画）を添付。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は、受講する研修のカリキュラム及び受講が認められていることを証する書類を添付。
- 別添 2：履歴書
- 別添 3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）
- 別添 4：農業研修に関する確認書（先進農家等で研修する場合。先進農家等以外の教育機関で研修を受ける場合は不要。）
- 別添 5：確約書（研修終了後、親元就農する予定の場合。）
- 別添 6：傷害保険に加入している場合は傷害保険証書の写しを添付。交付期間が開始するまでに加入予定の場合は、加入を検討している傷害保険の内容がわかるもの（パンフレット等）を添付し、加入後に傷害保険証書の写しを交付主体に提出すること。
- 別添 7：前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が 600 万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付。
- 別添 8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

研修機関等により作成してください。
なお、広島県立農業技術大学校又は教育機関で研修する場合は、この書類によらず、受講するカリキュラムと入学が認められていることを証する書類（在学証明書）を添付してください。

研修前に企業等で被雇用経験がある場合は添付する

確 約 書

令和 年 月 日

広島県知事 殿

住 所：
氏 名：
(生年月日： 年 月 日： 歳)

私は、研修終了後に親元就農する予定であるため、新規就農者確保緊急円滑化対策実施要綱の規定に基づき、下記の事項を実施することを確約します。

なお、同要綱の規定が遵守できなかった場合は、当該資金を全額返還いたします。

記

- 1 就農に当たって家族経営協定等を締結し、私の責任や役割を明確に規定すること。
- 2 就農後 5 年以内に、当該農業経営を継承する、当該農業経営を法人化している場合は当該法人の経営者となる（親族との共同経営者になる場合を含む。）又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始すること。

(親元就農先)

経営主の氏名 (法人化している場合は 法人名も)	
経営主の住所 (法人化している場合は 所在地も)	

(当該農業経営を継承する、当該法人の経営者となる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する予定の時期)

年 月

研修終了後に親族（三親等）の経営体に就農し、5年以内に当該経営を継承する、当該法人の（共同）経営者になる又は親の農業経営とは別に新たな部門を開始する場合に提出してください。

なお、この確約書の内容を履行できない場合は、受給した交付金を全額返還する必要があります。